令和８年度預かり保育推進事業計画提出に係る注意事項

預かり保育推進事業計画の提出にかかる補助要件、対象経費等の取扱いについては次のとおりですので、確認の上、調査票を作成、提出してください。

1 補助対象となる預かり保育の内容

（1）開園日における預かり保育

① 補助の要件

【年間の開園日の4/5以上の日数において、1日2時間以上の預かり保育を開設】

② 補助単価

<table>
<tr><td rowspan="4">基礎単価</td><td colspan="4">【A】 年間の開園日の4/5以上の日数、1日4時間以上開設
加えて、18 時以降(18 時含む)も開設</td><td>1,400,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="4">【B】 年間の開園日の4/5以上の日数、1日4時間以上開設</td><td>1,200,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="4">【C】 年間の開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上4時間未満開設(教育時間と合わせて8時間以上)の場合</td><td>800,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="4">【D】 年間の開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上4時間未満開設(教育時間と合わせて8時間未満)の場合</td><td>400,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">加算単価</td><td colspan="4">1日平均の預かり保育実施時間/日</td></tr>
<tr><td>5時間未満</td><td>5～6時間</td><td>6～7時間</td><td>7時間以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">預かり保育担当者数</td><td>1人</td><td></td><td>300,000 円</td><td>800,000 円</td><td>1,400,000 円</td></tr>
<tr><td>2人</td><td>500,000 円</td><td>1,200,000 円</td><td>2,100,000 円</td><td>3,100,000 円</td></tr>
<tr><td>3人</td><td>1,000,000 円</td><td>1,940,000 円</td><td>3,200,000 円</td><td>4,500,000 円</td></tr>
</table>

【 説 明 】

・単価は、1日の開設時間や教育時間、預かり保育の担当者数に基づき決定します。

・調査票2に「開園日の預かり保育の開設時間帯」と「正課の保育時間帯」、「預かり保育実施日数」を記載してください。

・調査票3に6月及び10月の預かり保育の実施実績を記載してください。

【 注意点 】実施時間の単位

調査票3の実施時間の計算方法については、**30分単位で算定し、30分に満たない時間については切り捨てて記載してください。**

（例：実施時間が3時間20分の場合→3時間、3時間45分の場合→3．5時間）

（2）長期休業日預かり保育、休業日預かり保育

① 補助の条件

ア 長期休業日預かり保育（夏期休業日だけでなく、年間の長期休業日が対象）

【長期休業日において、1日2時間以上の預かり保育を**10日以上開設**】

【説　明】
当該年度の長期休業日（春、夏、冬等）期間が、園則に定められた期間と異なる場合でも、業務日誌の写し等で確認できれば、実態のとおりに取扱います。
※預かり保育担当者数は、夏季休業期間（7月～9月）の数値を用いて算定します。

イ　休業日預かり保育（長期休業日を除く）
【休業日において、1日2時間以上の預かり保育を**19日以上開設**】

②　補助単価

預かり保育担当者数	補助単価	
	長期休業日	休業日
1人	160,000円	300,000円
2人	440,000円	700,000円
3人	680,000円	1,040,000円

【注意点】実施時間の単位

調査票3・4の実施時間の計算方法については、**30分単位で算定し、30分に満たない時間については切り捨てて記載してください。**

（例：実施時間が3時間20分の場合→3時間、3時間45分の場合→3．5時間）

2　補助対象外となるもの

（1）保育時間（園児在園時間）が2時間に満たない。
（2）預かり保育開設日数が条件に満たない。
（3）事業計画書の「1日平均の預かり担当者数」が1人に満たない。
（4）担当者が待機するなどしたが、結果的に預かる園児がいなかった。
（5）運動会等の園行事で実施できなかった。

3　一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）について

市町村から「一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の補助（委託）」を受けている幼稚園等は、本補助を受けることはできません。
また、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園等で本補助を受けようとする場合は、**別紙2（市町村から一時預かり（幼稚園型Ⅰ）の補助（委託）を受けない理由）の提出が必要です。**

【 注意点 】子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園等における本事業の取扱いについて

子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、幼保連携型認定こども園における預かり保育に係る補助については、「特別の事情」がない限り、市町村が実施する一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を活用していただくことが基本とされています。

なお、国は、上記「特別な事情」として認める場合は、次の4点を考慮することとしています。

① 国の一時預かり事業実施要綱に基づいて市町村が定める専任職員の配置要件及び設備基準等について、各施設型給付を受ける私立幼稚園等が充足することが困難な事情が存在するか。

② 市町村の事業補助単価を基に算出した当該年度の見込額及び都道府県の私学助成における預かり保育補助の当該年度見込額（もしくは前年度実績額）を比較し、減収が生じるか。

③ 広域利用が存在する市町村間にあっては、事業の円滑実施のための体制及び施設の事務負担の軽減措置が整えられていないなどの事情が存在するか。

④ その他市町村の事業と都道府県の補助事業の間に大きな差異がないか。

4 子どものための教育・保育給付費補助金による「幼稚園における長時間預かり保育運営支援事業」との関係について

市町村から「長時間預かり保育運営支援事業」の補助を受ける場合は、本事業の保育担当教員と補助が重複するのを防ぐため、以下の方法により、重複部分の保育担当者数を差し引き、別紙3の提出をお願いします。

（1）別紙3「幼稚園における長時間預かり保育運営支援事業による補助の重複算出シート」により、長時間預かり保育運営支援事業に必要な保育担当者数を算出してください。

（2）その人数を「調査票5 預かり保育対象園児数・対象者数実績集計表」の「1日平均の預かり保育担当者数」（(B)、(F)、(J)）から差し引くことになります。

5 事業実施上の留意点

（1）預かり保育の実施については、幼稚園教育要領に従い行ってください。特に、幼稚園教諭免許を有する幼稚園の教師の指導と責任のもとに行うこと。

（2）実施に際しては、実績を確認できる書類として必ず次のものを整備しておくこと。

・預かり保育に関する保育日誌等（担当教員名、園児名、預かり保育の実施時間（開始時刻～終了時刻）、担当教員毎の従事時間、保育内容などが確認できるもの）

・預かり保育に関する案内パンフレット、プリント等（今年度分　※預かり保育の開始時刻、及び終了時刻（開園日の預かり保育を開設している時間帯）が分かるもの）

（3）朝の預かり保育を実施している場合は、朝の預かり保育についても、保育日誌等の作成及び案内パンフレット等への記載が必要になります。

6 よくある質問

Q1
早朝も園児を預かっていますが、補助対象になりますか。

A1
補助対象となります。

Q2
開園日の預かり保育について、月曜～木曜は 14:00～18:00、金曜は 14:00～17:00 に開設することとしています。調査票2にはどのように記載すればよいですか。

A2
曜日によって開設時間が違う場合は「月曜～木曜　14:00～18:00、金曜　14:00～17:00」など、何曜日に何時間開設しているか分かるように記載してください。

Q3
預かり保育は実施しましたが、1時間だけでした。実施時間として算定してもいいですか。

A3
補助の条件として、「1日2時間以上の預かり保育を開設」が定められているので、園児の在園時間が2時間未満であれば補助対象とはなりません。実施時間、従事時間として計算できませんのでご注意ください。

Q4
預かり保育の事前準備や整理・後片付けのため、実施時間前後、先生は預かり保育に従事しているので、実施時間、従事時間に含めてもいいですか。

A4
預かり保育の実施時間は、園児が在園している時間のみ算定されます。よって、事前準備や後片付けのために先生がいても従事時間として算定されません。（また、実施時間が2時間未満は対象外です。）

Q5
預かり保育のため、土日に先生が出勤しています。しかし、結果的に預かる園児がいなかったため預かり保育は実施されませんでした。待機時間を実施時間に含めてもいいですか。

A5
前問Q4のように、園児が在園している時間のみが「実施時間」として算定されますので、預かる園児がいない場合は実施時間、従事時間としてみなされません。（また、実施時間が2時間未満は対象外です。）

Q6
開園日において18時まで預かり保育を開設しているが、日によっては18時になる前に全園児が降園しています。18時より前に預かり保育を終えた日が数日あった場合、18時まで実施していると言えませんか。

A6
たまたま開設時間よりも前に全園児が降園することが何日かあっても、それだけをもって18時まで開設していないとはならないとしている一方で、例えば 17:45 に全園児が降園することが常態化している場合は「たまたま」とは言えません。
本県では国の補助要件から、6月と10月の実施日の平均が8割以上、18時まで開設していれば、「常態的に18時まで開設している」とみなし、開園日の基礎単価【A】の要件である18時以降（18時も含む）も開設の部分を満たしているとします。

Q7
認定こども園において、2号認定児は園児数として算定できますか。

A7
文部科学省により、対象園児の取扱いが整理されましたので、教育・保育給付認定第2号認定児は園児数、預かり時間として算定できません。

※教育・保育給付認定第1号認定を取得した子どもが、別途、施設等利用給付第2号の認定（新2号）を受けている場合は園児数として算定することができます。

Q8
調査票を作成する必要があるのは6、10月及び夏季休業日がある月だけですが、預かり保育日誌は対象の月だけ作成すればいいですか。

A8
引き続き、1年間分を作成してください。翌年度4月末に実績報告書を提出することとなっていますが、その際に毎月の実施日数を報告するようになっております。
また、園児を預かっている責任や事故防止の観点から、日誌の作成は必須と考えます。

Q9
長期休業日中の土日は、長期休業日に分類されますか。

A9
長期休業日となります。園則で定められた長期休業期間内の土日、祝日は長期休業日として数えてください。

Q10
冬休み開始日の前日が土日となるので、金曜日に終業式を行います。よって、冬休みはその土日を含めてよいですか。

A10
冬休み等長期休業日は、園則で定められた期間で数えます。よって、終業式を行ってもその土日は長期休業日ではなく、休業日として数えてください。

Q11
調査票4（長期休業日）の開園日欄で、時間数が記入できない様式になっています。長期休業日開始以降の分だけ記入すればよいのですか。

A11
調査票4は、長期休業日だけの算定を行う調査票ですので、長期休業日以前の開園日等の預かり保育については、記入しないでください。

Q12
実績報告するときに、年間の預かり保育の日数を報告するようになっています。よって、調査票は毎月作成しなければなりませんか。

A12
調査対象となっている月（6、10月及び夏季休業日がある月）以外は作成及び提出する必要はありません。しかし、年度末の実績報告時に預かり保育日数（2時間以上）を報告するようになっていますので、調査票様式を利用して毎月分を作成した方が実績報告書を作成しやすいと思います。

Q13 **　当法人では2園を運営していますが、近隣にあるので、一方の園で合同の預かり保育を実施しています。このような場合、申請はどのようにすればよいですか。**
A13 　会場となっている一方の園で申請してください。担当者が2園の園児を合同で保育している状況で、担当者を各園に分けて申請することが困難であることから、担当者、園児は2園併せて申請してください。
Q14 **　日曜日に園児も参加するバザーを実施し、準備・後片付け時間に預かり保育を実施しましたが、開園日・休業日どちらにすればよいですか。**
A14 　園の判断により決定してください。正課の保育として位置付けているものであれば、開園日としてください。

※その他、書類の作成等に関することは、できるだけメールにてお問い合わせいただきますようお願いいたします。

7 その他

　調査票の様式は、福岡県庁ホームページに掲載しておりますので、御活用ください。また、提出書類は全てA4版で作成の上、電子メールにて提出願います。

掲載場所：トップページ：テーマから探す→「教育・文化・スポーツ」→「学校教育」→「私立学校」→「私立幼稚園に対する補助金関係書類の一覧」→「3. 福岡県私立学校経常費補助金〈特別補助・教育改革推進経費（預かり保育推進事業）」